

瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり検討委員会条例を廃止する条例

瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり検討委員会条例（令和 7 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中

「

多摩都市モノレール新駅周辺 まちづくり検討委員会委員	日額 1 4 , 0 0 0 円
-------------------------------	------------------

」を

削る。